



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課） ..... 1

### 告 示

- 土地改良区の解散（村づくり計画課） ..... 6
- 第2種漁港の指定・2件（漁港漁場課） ..... 7
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 8
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 8
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） ..... 8

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定・4件（工業技術センター） ..... 8
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・3件（工業技術センター） ..... 9
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） ..... 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 11
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課） ..... 11

### 訓 令

- 復帰40周年記念式典推進本部設置規程（秘書課） ..... 13
- 港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令（港湾課） ..... 15

### 人事委員会事項

- 平成24年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則 ..... 16
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 17

## 規 則

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第3号

#### 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「浮さん橋」を「浮棧橋」に改める。

第6条第1項の表中「さん橋」を「棧橋」に、「港湾施設用地旅客施設」を「港湾施設用地・旅客施設」に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

#### 第3号様式（第6条関係）

岸壁・物揚場・棧橋使用許可（変更）申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

船長氏名 \_\_\_\_\_  
 申請者名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_  
 担当者名・連絡先 \_\_\_\_\_

次のとおり岸壁・物揚場・栈橋を使用したいので許可願います。

【 外航 ・ 内航 】

申請者コード				
船舶 基 本 情 報	船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】		
	国籍		船籍港	
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号（信号符字）	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法	
船主 等 情 報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号			(コード)
	-----			
	(名前)			
	-----			
	(住所)			
	-----			
	(電話番号又はFAX番号)			
	-----			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること）			
	-----			(コード)
	(名前)			
	-----			
(住所)				
-----				
(電話番号又はFAX番号)				
-----			(コード)	
代理人（店）名・住所・電話番号又はFAX番号				
-----				
(名前)				
-----				
(住所)				
-----				
(電話番号又はFAX番号)				
入港予定港名		入港予定日時		

		月 日 時 分	
※停泊目的		※希望びよう泊場所	
		※びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
入 港 情 報	係留施設（希望船席）名称・場所		（コード）
	着岸（予定）日時 月 日 時 分		離岸（予定）日時 月 日 時 分
	※移動前停泊場所		※移動後停泊場所
	※移動理由		※移動予定日時 月 日 時 分
		※移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
運航区分 【入港・移動】	着岸舷側 【左舷・右舷】	（被）接舷船名	最大喫水（入港から出港まで） （m）
航 海 情 報	航路名		【優先指定・定期・不定期】
	仕出港	前港	次港 仕向港
	※特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 （入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 （予定日時） 月 日 時 分		
船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
貨 物 情 報	本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量
	入 港 予 定 港	（種類） （数量）	（種類） （数量）
	※その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸		

	揚貨物がある場合に記載)			
危険物情報	品名 (積荷地) ・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	※入港時			
	※出港時			
危険物荷役情報	※危険物荷役業者名・電話番号			
	※危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
保証契約情報	保証契約締結の有無 【 有 ・ 無 】	保証契約証明書等の番号 (保証契約証明書等を有している場合)		
	※保証契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称		
		②保証契約の証書の番号		
		③保証契約の有効期間		
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・補填する契約となっているか	【 なっている・なっていない 】	
	⑤保証限度額			
	※過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有 ・ 無 】			
備考	船幅 m	危険品の有無 【 有 ・ 無 】		
港湾管理者記入欄 (以下の欄は記入しないこと)				
入港日時	月 日 時 分から			
出港日時	月 日 時 分まで	日分		

許可船席		使用料金	円
備 考			

- (注) 1 ※の付されている項目については、港湾管理者に提出する場合は記入を要しない。  
 2 この申請書は、入港の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。  
 3 「貨物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。  
 4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあつては呼出符号（信号符字）のみ記載すること。  
 5 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（平成7年条約第18号。以下「責任条約」という。）の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

**第4号様式（第6条関係）**

上屋・荷さばき地・野積場使用許可（継続）申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
 申請人 氏 名  
 連絡先  
 （法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

次のとおり上屋・荷さばき地・野積場を使用したいので許可願います。

申請者 コード		施設の種類	1 上屋    2 荷さばき地 3 野積場
施設 コード		施設名称	
使用面積		使用区画 (区画名)	
期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨物	品名コード	品名	個数・トン数

備考			
港湾管理者記入欄（以下の欄は記入しないこと）			
使用期間	年 月 日 時 分	から	年 月 日 時 分まで
使用日数	日分	使用料金	円

(注) 1 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載すること。

2 貨物の搬入について許可、承認等を必要とする場合においては、当該許可等を証する書類を添付すること。

第6号様式中「港湾施設用地旅客施設」を「港湾施設用地・旅客施設」に改める。

第7号様式中「連絡先」を「連絡先 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)」に、

港 湾 名		を
-------	--	---

港 湾 名		に、
申 請 者 コ ー ド		

希 望 給 水 場 所		を
-------------	--	---

希 望 給 水 場 所		に改める。
希 望 給 水 場 所 コ ー ド		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県港湾管理条例施行規則の規定によりなされた許可の申請は、改正後の沖縄県港管理条例施行規則の相当規定によりなされた許可の申請とみなす。

告 示

沖縄県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成24年 3 月 9 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 安和土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成24年 2 月 29 日

**沖縄県告示第108号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定により、第2種漁港を次のとおり指定する。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 漁港の名称 平敷屋漁港
- 2 漁港の所在地 うるま市
- 3 漁港の区域

水域	陸域
次のア点からオ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するエ点、オ点、ア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域
ア点 北緯 26度18分40秒4325 東経 127度55分08秒5265	
イ点 北緯 26度18分43秒6125 東経 127度55分20秒7667	
ウ点 北緯 26度18分34秒1386 東経 127度55分32秒2676	
エ点 北緯 26度18分20秒4165 東経 127度55分34秒0990	
オ点 北緯 26度18分20秒5499 東経 127度55分13秒8710	

**沖縄県告示第109号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定により、第2種漁港を次のとおり指定する。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 漁港の名称 佐良浜漁港
- 2 漁港の所在地 宮古島市
- 3 漁港の区域

水域	陸域
次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するウ点、エ点、オ点、ア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域
ア点 北緯 24度50分39秒2620 東経 125度12分38秒8885	
イ点 北緯 24度50分44秒1746 東経 125度12分55秒9739	
ウ点 北緯 24度50分01秒9684 東経 125度13分12秒6409	
エ点 北緯 24度49分56秒8901 東経 125度12分54秒9795	
オ点 北緯 24度50分18秒8054 東経 125度12分44秒2783	

**沖縄県告示第110号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第721号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成14年 8月20日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第111号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成24年 3月 9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 高野西里線
- 2 供用開始の区間 宮古島市平良字下里2424番11から宮古島市平良字下里2511番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 3月 9日

**沖縄県告示第112号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第176号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 北中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 北中城村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年 2月25日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 平成4年沖縄県告示第176号、平成8年沖縄県告示第873号、平成16年沖縄県告示第222号及び平成21年沖縄県告示第200号の事業地に、北中城村字仲順後原及び字渡口下原を加える。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 3月 9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高速マシニングセンター（HS650L 株式会社ソディック社製） 1 式



- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約者を決定した日 平成24年2月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 落札金額 44,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年2月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年3月9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 複合加工機 (MULTUS B300 II C900 オークマ株式会社製) 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約者を決定した日 平成24年2月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 落札金額 44,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年2月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年3月9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 3次元測定機 (SVA FUSION7/5/5 株式会社東京精密社製) 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約者を決定した日 平成24年2月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 沖縄県那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 31,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年2月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年3月9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 炉制御装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約者を決定した日 平成24年2月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 落札金額 24,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年2月10日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年3月9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ダイカustomマシン (MP220 株式会社ソディックプラスチック社製) 1式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年2月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 55,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年3月9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 5軸加工機（MSX410i-F40 日新工機株式会社製） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年2月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 62,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年3月9日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 真空熱処理装置（NVF-300-PC 中日本炉工業株式会社製） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年2月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 沖縄県浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 62,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年4月23日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人OK I NAWA琉球人形伝統協会
- 3 代表者の氏名 大城英男
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字米須1050番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の伝統文化の一つである琉球人形が指導者の高齢化により正確な技術を継承できないまま衰退しつつある中、伝統工芸の技術指導者の育成事業と人形教室等開催による啓発事業を行うことにより、広く県民に琉球人形の重要性を伝えるとともに、精神的・経済的に豊かな生活及び地域社会づくりの実現を目指し、琉球人形の伝統技術の確立を通して沖縄社会の貢献に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法

人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年4月26日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人備瀬・島づくりの会
- 3 代表者の氏名 喜屋武信
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡本部町字備瀬584番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、備瀬地域と周辺住民及び観光客に対して、地域活性化と環境保全、歴史的文化行事の適正な保全に関する事業を行い、持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年4月20日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年2月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法Mahalo
- 3 代表者の氏名 伊禮浩嗣
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市久保田一丁目27番36号照屋アパート202号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び障害児に対して、日常生活における基本的動作の訓練や余暇活動・学力向上の支援に関する事業を行い、障害を持った児童の家族の介助負担軽減や就労時間の確保、さらには一般社会の理解促進・啓発等の地域社会づくりに貢献し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年4月27日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法ワン' sパートナーの会
- 3 代表者の氏名 比嘉秀夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里崎山町4丁目52番地9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人間に愛されるべくこの世に生を受けている愛玩動物で、特に人との関わりの深い愛犬と飼い主との、相互の安全保護と生活環境の充実を図り、「終生飼養」を啓蒙活動します。特に「狂犬病ワクチン接種」及び「登録義務」の周知徹底や、望まれない命を減らすべく「避妊・去勢手術」のあり方を飼い主と一緒に考えていきます。また、適正飼養においては「しつけ」「基本訓練」などの指導やこれに関する広報活動により、沖縄県の人口比率から見た年間殺処分頭数を減らしたく、観光立県、そして真の癒しの島として、人にも動物たちにも住みやすい、「心豊かな島・沖縄」を県内外に発信する目的とする。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年3月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 試験期日及び時間

## (1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成24年7月1日午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験 平成24年9月9日午前11時から午後4時まで

## (2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 平成24年7月22日午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験 平成24年10月14日午前11時から午後4時まで

## 2 試験会場

## (1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

## (2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

## 3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込 インターネットによる受験申込は、平成16年度以後に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限りに行うことができる。

## ア 受験申込受付期間及び時間

- (ア) 期間 平成24年3月31日から同年4月6日まで
- (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

- イ 受験申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## (2) 受付場所における受験申込

- ア 受験申込書の配布期間及び配布場所 受験申込書は、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において配付する。

- (ア) 期間 平成24年4月2日から同月16日まで（土曜日及び日曜日（社団法人沖縄県建築士会においては4月7日（土曜日）及び同月8日（日曜日））を除く。）

## (イ) 場所

- a 北部建築設計協会（名護市大中一丁目19番24号名護市産業支援センター205号 電話番号0980-53-0952）
- b 社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- c 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769）
- d 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番4号 電話番号0980-83-2920）

- イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。

- (ア) 期間 平成24年4月9日から同月16日まで（沖縄県宮古土木事務所及び八重山建築設計監理協会においては平成24年4月9日及び同月10日）

## (イ) 場所

- a 社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- b 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769）
- c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番4号 電話番号0980-83-2920）

## ウ 受付時間

- (ア) 受験申込書の配布 午前9時30分から午後5時まで（4月16日においては午前9時30分から午後4時まで）

- (イ) 受験申込 午前10時から午後5時まで

## エ 受験申込方法

- (ア) 受験申込書をイの受付場所に直接持参して提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合には、郵送によることができる。この場合にあって



ては、当該事情を証明する勤務先の証明書又は住民票を受験申込書に添付すること。

(イ) 郵送による場合は、所要の郵便切手を貼ったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、書留速達とすることとし、申込受付最終日までの消印のあるものに限り有効とする。

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成24年8月21日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成24年12月6日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成24年9月4日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成24年12月6日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成24年6月6日以後において社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するほか、財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

訓 令

沖縄県訓令第7号

沖縄県企業局訓令第1号

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第7号

沖縄県議会訓令第1号

知 事 部 局  
企 業 局  
病 院 事 業 局  
教 育 庁  
警 察 本 部  
議 会 事 務 局

復帰40周年記念式典推進本部設置規程を次のように定める。

平成24年3月9日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖 縄 県 企 業 局 長 仲 田 文 昭  
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 大 城 浩  
沖 縄 県 警 察 本 部 長 村 田 隆  
沖 縄 県 議 会 議 長 高 嶺 善 伸

**復帰40周年記念式典推進本部設置規程**

(設置)

**第1条** 復帰40周年記念式典(以下「式典」という。)を総合的かつ効果的に実施するため、復帰40周年記念式典推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 式典の総合的な企画及び調整並びに実施に関すること。

(2) 国、市町村及び関係団体の行う復帰40周年記念関連行事との連絡調整に関すること。

(組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、本部長は知事をもって、副本部長は知事公室

を担当する副知事をもって、本部員は庁議の構成員（知事及び知事公室を担当する副知事を除く。）並びに企業局長、病院事業局長、教育長、警察本部長及び議会事務局長をもって充てる。

（職務）

**第4条** 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 4 本部員は、推進本部の事務を掌理する。

（幹事会）

**第5条** 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付議すべき事案の事前の調査及び検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は知事公室長をもって、副幹事長は知事公室秘書広報統括監をもって、幹事は別表第1の左欄に掲げる知事部局の各部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部及び議会事務局の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、これを主宰する。

（事務局）

**第6条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に別表第2の左欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- 4 式典班長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 各班長は、事務局長が別に定めるそれぞれの班の事務を掌理する。

（記録）

**第7条** 事務局長は、式典終了後速やかに式典に関する記録を取りまとめ、本部長に報告するものとする。

- 2 前項の記録は、記録集として作成し、及び保存するものとする。

（委任）

**第8条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年3月9日から施行する。  
（この訓令の失効）
- 2 この訓令は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。

**別表第1（第5条関係）**

総務部	総務統括監
企画部	企画調整統括監
環境生活部	環境企画統括監
福祉保健部	福祉企画統括監
農林水産部	農政企画統括監
商工労働部	産業振興統括監

文化観光スポーツ部	観光政策統括監
土木建築部	土木企画統括監
企業局	企業企画統括監
病院事業局	病院事業統括監
教育庁	教育管理統括監
警察本部	警備第二課長
議会事務局	次長

別表第 2 (第 6 条関係)

事務局長	知事公室秘書広報統括監
総務企画班長	知事公室秘書課副参事
式典班長	知事公室秘書課長
渉外班長	知事公室基地対策課長
広報班長	知事公室広報課長
班員	知事公室の職員のうち本部長が指名する者

沖縄県訓令第 8 号

土 木 建 築 部

港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令**

港湾管理員設置規程（昭和63年沖縄県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

**第 1 条** 県が管理する港湾の管理運営を適切に行うため、沖縄県中部土木事務所に港湾管理員（以下「管理員」という。）を設置する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（職務）

**第 3 条** 管理員は、所属長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 船舶のための給水に関すること。
- (2) 港湾施設の点検及び軽易な維持補修に関すること。
- (3) 港湾施設の草刈り、樹木の枝打ち及び清掃に関すること。
- (4) その他港湾の管理に関すること。

第 6 条第 1 項中「土木建築部中城湾港建設事務所」を「沖縄県中部土木事務所長（以下「所属長」という。）

が指定する場所」に改め、同条第2項中「土木建築部中城湾港建設事務所（以下「所属長」という。）」を「所属長」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 人事委員会事項

平成24年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

### 沖縄県人事委員会規則第1号

#### 平成24年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第36条の規定に基づき、平成24年4月1日における特定職員（初任給等規則第35条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成24年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例)

**第2条** 平成24年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給等規則第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）とする。ただし、平成23年4月1日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成24年3月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員

(2) 次項第3号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの

2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、3号給以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、2号給）

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、1号給）

3 人事委員会の定める事由以外の事由によって平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間（当該期間の途中において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

4 第1項の規定による昇給の号給数が、平成24年4月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する



号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

5 第2項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第2号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第7の行政職給料表昇格時号給対応表中

58	57
58	58
58	58
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59
60	59
60	59
60	60
61	60

を

に改める。

90	89
91	90
92	90
93	91
93	91
94	92
94	92

別表第7の公安職給料表昇格時号給対応表中

95	93
95	94
96	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
101	101
101	101
102	102
102	102
102	102
103	103
103	103
103	103
104	104
104	104
104	104
105	105
105	105
106	105
106	106
107	106
107	106
108	107
108	107
109	107
109	108
109	108
110	108

を

に改める。

110	109
110	109
111	110
111	110
111	111

54	53
54	54
54	54
55	54
55	54
55	55
56	55
56	55
56	55
57	56
57	56
57	56
57	56
58	57
58	57
58	57
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59

別表第7の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

を

に改める。

58	57
58	58
59	58
59	58

	60		59	
	60		59	
	61		59	
	61		60	
	61		60	
	61		60	
	62		61	
	62		61	
	62		61	
	62		61	
	63		62	
	63		62	
	63		62	
	63		62	
	64		63	
	64		63	
	64		63	
	64		63	
	65		64	
	65		64	
	65		64	
別表第7の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中	65	を	64	に改める。
	65		65	
	65		65	
	65		65	
	66		65	
	66		65	
	66		65	
	66		65	
	66		66	
	66		66	
	66		66	
	67		66	

67	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	67
68	68
68	68
68	68
68	68
69	68

66	65
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
69	68
69	68
69	68
69	68
70	69

別表第7の教育職給料表(3)昇格時号給対応表中

を

に改める。

70	69
70	69
70	70
71	70
71	70
71	71
71	71
72	71

86	85
86	86
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87
88	87
88	87
89	88
89	88
89	88
90	88
90	89
90	89
91	89
91	90
91	90
92	90
92	91
92	91
93	91
93	92
93	92

別表第7の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

を

に改める。

93	92
94	93
94	93
94	93
94	93
95	94
95	94
95	94
95	94
96	95
96	95
96	95
96	95
97	96
97	96
97	96
98	96
98	97
98	97
99	98
99	98

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成24年 3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給の適用については、なお従前の例による。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8